

別表第7 騒音等規制基準（第21条関係）

1 騒音に係る騒音等規制基準

時間の区分 区域の区分	許 容 限 度 (単位 デシベル)		
	昼 間 午前8時から午後 6時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで及び 午後6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域 第2種区域以外の区域	60	50	45
第2種区域 工業専用地域	70	65	55

備考

- 付表に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における騒音に係る騒音等規制基準は、この表の区域の区分及び時間の区分ごとに掲げる許容限度から5デシベルを減じた値とする。
- 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 「工業専用地域」とは、都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。

付表

<ol style="list-style-type: none"> 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
--

2 振動に係る騒音等規制基準

区域の区分 時間の区分	許 容 限 度 (単位 デシベル)	
	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日午前8時まで
第1種区域 第2種区域以外の区域	60	55
第2種区域 工業専用地域	65	60

備考

- 1 1の付表に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における振動に係る騒音等規制基準は、この表の区域の区分及び時間の区分ごとに掲げる許容限度から5デシベルを減じた値とする。
- 2 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
- ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の指示値の差の欄に掲げる指示値の差ごとに同表の補正值の欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指 示 値 の 差	補 正 値
3 デ シ ベ ル	3 デ シ ベ ル
4 デ シ ベ ル	2 デ シ ベ ル
5 デ シ ベ ル	
6 デ シ ベ ル	1 デ シ ベ ル
7 デ シ ベ ル	
8 デ シ ベ ル	
9 デ シ ベ ル	

- 5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 6 1の備考第5号の規定は、この表についても適用する。